

令和2年（2020年）

旭川市議会議案

第1回臨時会

令和2年4月10日開会

令和2年 月 日閉会

2・1 臨

議案第 1 号

令和2年度旭川市一般会計補正予算について

令和2年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年4月10日提出

旭川市長 西川将人

2・1 臨

議案第 2 号

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年4月10日提出

旭川市長 西川将人

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月10日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

旭川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日、又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日、若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に、「階級は」を「階級は、」に改め、同表備考第2項中「おいては」を「おいては、」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項第2号及び別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じたこの条例による改正前の旭川市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項に規定する損害補償（以下「旧損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの期間に係る旧条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「旧傷病補償年金等」という。）並びに施行日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「新傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた旧損害補償（旧傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る旧傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日から施行日の前日までの間に、旧条例第5条第2項及び別表の規定に基づき定められた補償基礎額により支給された旧損害補償は、新条例第5条第1項に規定する損害補償の内払とみなす。

（説明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月10日提出

旭川市長 西川将人

旭川市税条例等の一部を改正する条例

(旭川市税条例の一部改正)

第1条 旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第20条中「第12項まで」を「第11項まで」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項及び第12項」を「第6項及び第11項」に改める。

第27条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第28条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第28条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第43条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第58条第2項中「登録されているもの」を「登録がされている者」に、「登録されている個人」を「登録がされている個人」に、「登録されている法人」を「登録がされている法人」に、「所有しているもの」を「所有している者」に改め、同条第3項中「もの」を「者」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に、

「みなしてこれを」を「みなして、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。

第58条第7項中「第343条第9項」を「第343条第10項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。

第66条の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第79条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第79条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 土地にあつては、その所在及び地番
- (4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号
- (5) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第80条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により」、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第97条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第97条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第97条の3第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第97条の5第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第97条の5第1項中「第97条の3第2項」を「第97条の3第3項」に改め、同条第2項及び第5項中「によつて」を「により」に改める。

第120条第4項及び第5項中「によつて」を「により」に改め、同条第6項中「第58条第6項」を「第58条第7項」に改める。

附則第2条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とす

る。

附則第2条の2の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第3条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第4条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第5条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第7条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第7条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イからホ」を「附則第15条第30項第1号イからニ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第2号イ及びロ」を「附則第15条第30項第2号イからハまで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削り、同条第9項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第8項とする。

附則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第9条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第9条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第11条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日」に改める。

附則第12条第2項から第4項まで中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第14条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条第1項中「第35条の2第1項」の次に「，第35条の3第1項」を加える。

附則第16条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第17条の3中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 旭川市税条例の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2号中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第3号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改め、同条第6号及び第7号中「によつて」を「により」に改める。

第11条の2中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に、「じゅん年」を「閏年」に改める。

第13条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第17条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第17条第2項の表第1号」を「同号」に、「第43条第10項から第12項」を「第43条第9項から第16項」に改める。

第17条第2項の表第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「，同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第43条第1項中「第4項，第19項，第22項及び第23項」を「第31項，第34項及び第35項」に、「第10項，第11項及び第13項」を「第9項，第10項及び第12項」に、「第4項，第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項

及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第44条第2項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「，第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「，第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申

告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第45条の2第4項から第6項までを削る。

第97条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第2条の2の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

(旭川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 旭川市税条例等の一部を改正する条例（平成31年旭川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち旭川市税条例第14条の改正規定を削り、同条例附則第12条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32

年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中旭川市税条例第97条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中旭川市税条例第14条第1項第2号、第20条及び第27条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第2条の2、第2条の2の2第1項、第16条第1項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中旭川市税条例第97条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する規定の適用)

第2条 第1条の規定による改正後の旭川市税条例（以下「新条例」という。）附則第2条の2及び第2条の2の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(個人の市民税に関する規定の適用)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第20条及び第27条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第13条第1項第1号に掲げる者に係るもの）を除く。」とする。

4 新条例第28条の2第1項の規定は、令和2年4月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第28条の3第1項の規定は、令和2年4月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用する。

（法人の市民税に関する規定の適用）

第4条 新条例第43条第2項の規定は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の旭川市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結

親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

3 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第58条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第58条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第79条の4の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する規定の適用）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(旭川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 旭川市税条例等の一部を改正する条例（平成27年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 旭川市税条例等の一部を改正する条例（平成28年旭川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号及び第2条第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

第10条 旭川市税条例等の一部を改正する条例（平成29年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(旭川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 旭川市税条例の一部を改正する条例（平成29年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(旭川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 旭川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年旭川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(旭川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 旭川市税条例の一部を改正する条例（平成30年旭川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(説明)

地方税法等の一部改正等に伴い、旭川市税条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月10日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例

旭川市都市計画税条例（昭和31年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項，第12項，第24項又は第28項から第31項」を「第349条の3第9項，第11項，第23項又は第27項から第30項」に改める。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め，同項を附則第2項とする。

附則第4項を附則第3項とする。

附則第5項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め，同項中「平成32年度」を「令和2年度」に，「第19項」を「第18項」に，「又は法」を「又は」に改め，同項を附則第4項とする。

附則第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に，「第19項」を「第18項」に，「又は法」を「又は」に改め，同項を附則第5項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に，「平成32年度」を「令和2年度」に，「第19項」を「第18項」に，「又は法」を「又は」に改め，同項を附則第6項とする。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に，「附則第5項」を「附則第4項」に，「第19項」を「第18項」に，「又は法」を「又は」に改め，同項を附則第7項とする。

附則第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に，「附則第5項」を「附則第4項」に，「第19項」を「第18項」に，「又は法」を「又は」に改め，同項を附則第8項とする。

附則第10項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項を附則第10項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「附則第5項及び第7項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第8項から第10項」を「附則第7項から第9項」に、「附則第10項」を「附則第9項」に、「附則第11項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「第21項、第24項、第27項、第32項、第40項、第43項、第44項若しくは第50項」を「第24項、第29項、第37項、第38項若しくは第44項」に、「第28項から第31項」を「第27項から第30項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項を附則第14項とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の旭川市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成31年旭川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成31年5月31日」を「令和元年5月31日」に改める。

(説明)

地方税法の一部改正に伴い、旭川市都市計画税条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月10日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例

旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に改め、同項第1号中「27,900円」を「22,300円」に改め、同項第2号中「36,000円」を「26,700円」に改め、同項第3号中「52,400円」を「50,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の旭川市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

保険料率に係る規定を整備するために、旭川市介護保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和2年4月10日提出

旭川市長 西川将人

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例
第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」を「指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定す
る中核市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
の基準に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市放課後児童
健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。